

仕様書（案）

1 事業名

いわき地域等福島イノベーション・コースト構想企業参画促進事業

2 事業背景・目的

福島イノベーション・コースト構想（以下、「イノベ構想」）は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指し、国家プロジェクトとして策定され、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産、航空宇宙等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等の取組が進められている。

イノベ構想については、これまで様々な企業が参画し、浜通り地域等での実証や研究開発に取り組んでいるが、地元企業の積極的な参画は限定的な状況となっている。これは、イノベ構想が最先端な取組であり、参入は難しいと地元企業が考えていることが要因のひとつと考えられる。

福島イノベーション・コースト構想を地域の企業にもわかりやすく説明し、県内での構想に対する理解を醸成すると共に、イノベ構想関連事業により工場等の新設・増設、研究開発等を行う企業や当該企業と部品製作の受注などの取引を行う企業（以下、「イノベ企業」）を増やすことにより、福島イノベ構想の取組を加速させていく。

なお、本仕様書では、福島県（以下「甲」）が委託先事業者（以下「乙」）に事業を委託する。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和4年2月28日（月）までの期間

4 事業内容

（1）イノベ構想に関する説明会の実施

地域企業のイノベ構想に対する理解の醸成及びイノベ企業の増加促進に向け、次の説明会を実施する。

ア いわき地域、相双地域

- ・イノベ構想概要、イノベ企業紹介及び関連施策（補助制度等）等にかかる説明会
いわき地域及び相双地域で各1回開催（参加者 各100名程度を想定）
- ・イノベの取組等を紹介する分野別等の説明会
いわき地域及び相双地域で計5回開催（参加者 各50名程度を想定）

イ 中通り地域、会津地域

- ・イノベ構想概要、イノベ企業紹介及び関連施策（補助制度等）等にかかる説明会各1回開催（参加者 各100名程度）

各説明会の予定内容（開催時期、開催会場、内容）及び周知方法等について具体的に提案すること。

（2）企業への訪問及びヒアリング

いわき地域及び相双地域においてイノベ企業となりうる企業を訪問し、ヒアリングによる調査を実施する。

ア ヒアリング（調査）事項

- ・イノベ企業に該当するか。
- ・今後、イノベ構想及びイノベ企業と関連していく可能性について。
- ・その他、イノベ企業の増加に資する事項等について。

イ 訪問企業数

- ・100企業程度

ウ その他

- ・ヒアリング結果等について、訪問毎に訪問記録を作成すること。
- ・ヒアリングの実施と合わせて、イノベ倶楽部の入会の案内を行う。

訪問企業のピックアップ方法、ヒアリングの実施体制、訪問方法等について具体的に提案すること。

（3）実績報告書の作成

- ・上記について取りまとめた実績報告書作成し、委託期間内に提出すること。

留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

5 成果品

実績報告書（正副本1部ずつ）

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（第1号様式）
 - ・総括責任者通知書（第2号様式）
 - ・実施工程表（様式任意）
 - ・業務実施体制図（様式任意）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（第3号様式）
 - ・収支決算書（様式任意）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務実施のために必要な協力をする。

9 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、自治体職員は除く。

10 その他

- (1) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

11 新型コロナウイルス感染症による契約変更について

新型コロナウイルス感染症により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を変更ないし縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、甲乙協議のうえ、定めることとする。